

# 福岡県公報

平成26年6月13日  
第3602号

## 目次

### 告示(第534号-第542号)

- 「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) …………… 1
- 自動車税収納事務の委託 (税務課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課) …………… 2
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 5

### 公 告

- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 平成26年度職業訓練指導員試験の実施 (職業能力開発課) …………… 5
- 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 8
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 9
- 土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 9
- 一般競争入札の実施 (青少年課) …………… 9
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村森林整備課) …………… 11

- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 11
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 12
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 13
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) …………… 13

### 公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 13
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活安全総務課) …………… 14

## 告 示

### 福岡県告示第534号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-」及び「福岡県の希少野生生物-福岡県レッドデータブック2011-普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

委 託 先	所 在 地	委 託 期 間
株式会社紀伊屋書店 福岡本店	福岡市博多区博多駅中央街2番1号 博多バスターミナル6階	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
木下緑化建設(株)	福岡市南区長丘三丁目13-27	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
九州大学生協同組合 伊都ビックオレンジ書店	福岡市西区元岡744番地	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
九州造園・グリーンワーク 共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
特定非営利活動法人里山 を考える会	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

株式会社 Junk 堂書店	神戸市中央区三宮町1-6-18	平成26年4月1日から平成27年2月28日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
株式会社 積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
福岡教育大学生協同組合	宗像市赤間文教町1番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
株式会社福岡金文堂	福岡市中央区天神二丁目9番110号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 福岡県告示第535号

自動車税の収納事務について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので、同条第6項で準用する同令第158条第2項の規定により告示する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 委託する税目

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第3条第1項第9号に規定する自動車税

#### 2 委託の相手方

##### (1) 名称

福岡県自動車販売店協会

##### (2) 住所

福岡市東区千早三丁目9番23号

#### 3 委託の内容

次の業務場所における自動車税の収納事務

(1) 福岡市東区千早三丁目10番40号 陸運会館千早会館

(2) 北九州市小倉南区沼南町三丁目20番1号 福岡交通会館北九州新館

(3) 飯塚市仁保23番44号 筑豊交通会館

(4) 久留米市上津町中尾山2203番の301 久留米陸運会館

#### 4 委託した日

平成26年4月1日

#### 5 委託期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 福岡県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成22年3月福岡県告示第536号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水城ヶ丘	太宰府市水城5丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)	太宰府市水城4丁目及び国分2丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)・水城	太宰府市水城4丁目、大字水城及び大字国分（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
国分(a)	太宰府市国分2丁目、水城3丁目及び水城4丁目（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂本(a)	太宰府市坂本3丁目（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
観世音寺(1)	太宰府市観世音寺5丁目及び白川（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

観世音寺(3)	太宰府市観世音寺3丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
連歌屋(h)・連歌屋(i)	太宰府市白川及び連歌屋1丁目（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石坂(2)	太宰府市石坂3丁目（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
北谷(d)	太宰府市大字北谷（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第537号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
北谷(d)	太宰府市大字北谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
石坂(2)	太宰府市石坂3丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
連歌屋(h)・連歌屋(i)-2	太宰府市連歌屋1丁目及び白川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
連歌屋(h)・連歌屋(i)-1	太宰府市連歌屋1丁目及び白川（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
観世音寺(1)	太宰府市白川（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
観世音寺(3)	太宰府市観世音寺3丁目（別紙図面6に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
坂本(a)	太宰府市坂本3丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

国分(a)	太宰府市水城3丁目、国分2丁目及び大字太宰府（別紙図面8に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)・水城	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)-1	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城台(2)-2	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
水城ヶ丘	太宰府市水城5丁目及び大字太宰府（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第538号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
北谷(d)	太宰府市大字北谷（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり
石坂(2)	太宰府市石坂3丁目（別紙図面2に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面2に記載する表のとおり
連歌屋(h)・連歌屋(i)-2	太宰府市連歌屋1丁目及び白川（別紙図面3に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面3に記載する表のとおり
連歌屋(h)・連歌屋(i)-1	太宰府市連歌屋1丁目及び白川（別紙図面4に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面4に記載する表のとおり

観世音寺(1)	太宰府市白川（別紙図面5に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面5に記載する表のとおり
坂本(a)	太宰府市坂本3丁目（別紙図面7に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面7に記載する表のとおり
水城台(2)・水城	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面9に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面9に記載する表のとおり
水城台(2)-1	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面10に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面10に記載する表のとおり
水城台(2)-2	太宰府市水城4丁目及び大字太宰府（別紙図面11に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面11に記載する表のとおり
水城ヶ丘	太宰府市水城5丁目及び大字太宰府（別紙図面12に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面12に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第539号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	180	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署内 糸島市交通安全協会 会長 藤田 卓志	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署内	平成26年 5月25日
旧		糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署内 糸島市交通安全協会 会長 井手 善来		

#### 福岡県告示第540号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 区域の名称 上山田
- 2 区域の所在地 嘉麻市上山田字木城
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
嘉麻市上山田字木城	818番18	1号、2号及び5号から8号まで
	818番8	3号及び4号

#### 福岡県告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	一般 国道	322号	前	田川郡香春町大字採銅所 3961番3先から 田川郡香春町大字採銅所 4031番9先まで	8.2 ～ 27.0	460.3
			後	田川郡香春町大字採銅所 3961番3先から 田川郡香春町大字採銅所 4031番9先まで	10.6 ～ 27.0	

## 福岡県告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	福岡 直方線	前	宮若市金丸189番先から 宮若市金丸158番1先ま で	7.6 ～ 9.5	162.8
			後	宮若市金丸189番先から 宮若市金丸158番1先ま で	10.4 ～ 13.1	

## 公 告

## 公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った 者の名称	調査を行った期 間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成23年度から 平成25年度まで	地籍図及び地 籍簿	三沢・力武の各一 部	平成26年5月30日
田川郡添田町	平成12年度から 平成25年度まで	地籍図及び地 籍簿	大字添田の一部	平成26年5月30日
田川郡赤村	平成19年度から 平成20年度まで	地籍図及び地 籍簿	大字内田の一部	平成26年5月30日

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市鯉田字篠田1595番1、1595番12から1595番87まで並びにこれらの区域内の水路である市有地3099の一部

## 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡県飯塚市川津503番地4

MED九州 株式会社

代表取締役 前田 耕平

## 公告

平成26年度職業訓練指導員試験を次のように実施する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 試験職種

ア 学科試験を行うもの

和裁科

イ 学科試験のうち指導方法の試験のみを行うもの

(1) 園芸科 (2) 造園科 (3) 森林環境保全科 (4) 鉄鋼科 (5) 鋳造科 (6) 鍛造科 (7) 熱処理科 (8) 塑性加工科 (9) 溶接科 (10) 構造物鉄工科 (11) 金属表面処理科 (12) 機械科 (13) 電子科 (14) 電気科 (15) コンピュータ制御科 (16) 発電電科 (17) 送配電科 (18) 電気工事科 (19) 自動車製造科 (20) 自動車整備科 (21) 自動車車体整備科 (22) 航空機製造科 (23) 航空機整備科 (24) 鉄道車両科 (25) 造船科 (26) 時計科 (27) 光学ガラス科 (28) 光学機器科 (29) 計測機器科 (30) 理化学機器科 (31) 製材機械科 (32) 内燃機関科 (33) 建設機械科 (34) 農業機械科 (35) 縫製機械科 (36) 織布科 (37) 織機調整科 (38) 染色科 (39) ニット科 (40) 洋裁科 (41) 洋服科 (42) 縫製科 (43) 寝具科 (44) 帆布製品科 (45) 木型科 (46) 木工科 (47) 工業包装科 (48) 紙器科 (49) 製版・印刷科 (50) 製本科 (51) プラスチック製品科 (52) レザー加工科 (53) ガラス科 (54) ほうろう製品科 (55) 陶磁器科 (56) 石材科 (57) 麺科 (58) パン・菓子科 (59) 食肉科 (60) 水産物加工科 (61) 発酵科 (62) 建築科 (63) 枠組壁建築科 (64) とび科 (65) 建設科 (66) プレハブ建築科 (67) 屋根科 (68) スレート科 (69) 建築板金科 (70) 防水科 (71) サッシ・ガラス施工科 (72) 畳科 (73) インテリア科 (74) 床仕上げ科 (75) 表具科 (76) 左官・タイル科 (77) 築炉科 (78) ブロック建築科 (79) 熱絶縁科 (80) 冷凍空調機器科 (81) 配管科 (82) 住宅設備機器科 (83) さく井科 (84) 土木科 (85) 測量科 (86) 建築物設備管理科 (87) ボイラー科 (88) クレーン科 (89) 建設機械運転科 (90) 港湾荷役科 (91) 化学分析科 (92) 公害検査科 (93) 木材工芸科 (94) 竹工芸科 (95) 漆器科 (96) 貴金属・宝石科 (97) 印章彫刻科 (98) 塗装科 (99) 広告美術科 (100) デザイン科 (101) 義肢装具科 (102) 電気通信科 (103) 電話交換科 (104) 事務科 (105) 貿易事務科 (106) 流通ビジネス科 (107) 写真科 (108) 介護サービス科 (109) 理容科 (110) 美容科 (111) ホテル・旅館・レストラン科 (112) 観光ビジネス科 (113) 日本料理科 (114) 中国料理科 (115) 西洋料理科 (116) 臨床検査科 (117) フラワー装飾科 (118) メカトロニクス科 (119) 情報処理科 (120) フォークリフト科 (121) 建築物衛生管理科 (122) 福祉工学科

2 受験資格

ア 和裁科を受験する場合

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第3項

による受験資格を有し、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、和裁科の実技試験の全部の免除を受けることのできる者

イ 全職種について学科試験の指導方法のみを受験する場合

法第30条第3項による受験資格を有し、省令第46条の表上欄のいずれかの項（複数可）に該当することにより、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の免除を受けることのできる者

3 試験の免除範囲

次の表の左欄に該当する者について、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を免除する。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者（バルコニー施工及び電子回路接続を除く。）	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科（フォークリフト科、建築物衛生管理科及び福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあつては、学科試験のうち関連学科）
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）

短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、短期養成課程の指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第三十条第三項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科
省令別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	省令別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験

## 4 受験資格のない者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられた者のうち、刑が消滅していないもの
- (3) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 5 試験

## (1) 科目

試験は、次の表の免許職種の欄に掲げる職種について、それぞれ同表の試験の科目欄に掲げる学科試験を実施する。

免許職種	試験の科目
和裁科	1 学科試験 (1) 指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規からなる科目をいう。以下同じ。） (2) 関連学科のうち系基礎学科 ①裁縫知識（裁縫工程、裁縫用具、見積り） ②縫製法（縫製法、縫製用材料） ③安全衛生（安全管理、衛生管理） (3) 関連学科のうち専攻学科 ①和裁法（裁縫工程、和服の種類、裁縫法） ②被服学（被服史、被服論、被服科学、服装美学）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法

## (2) 期日及び場所

試験職種	試験区分	期日	場所
和裁科	学科試験	平成26年10月26日（日曜日）	福岡県吉塚合同庁舎803号室 （福岡市博多区吉塚本町13番50号）
1のイの項に掲げる職種	学科試験のうち指導方法		

## (3) 試験時間

試験時間は、午前9時から午後5時までの間において、別に指示する時間とする。

## 6 受験申請手続及び受付期間

## (1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に次に掲げる書類及び受験手数料を添えて、福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「職業能力開発課」という。）へ提出すること。

(ア) 試験の免除を受けようとする者は、これを証する書面

(イ) 受験票及び写真票（受験票には52円切手を、写真票には写真を貼ること。）

イ 受験申請書、受験票及び写真票の用紙は、職業能力開発課、各福岡県立高等技術専門学校、福岡障害者職業能力開発校及び福岡県職業能力開発協会で作付する。

郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒（定形外角2号封筒）を必ず同封し、職業能力開発課へ申し込むこと。

ウ 受験手数料は、学科試験申込みにあつては3,100円を福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申請受付後は申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は必ず書留郵便にすること。

## (2) 受付期間

ア 受付期間は、平成26年9月22日（月曜日）から平成26年10月3日（金曜日）までとする。ただし、土日及び祝日は、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 7 合格発表

(1) 合格者は、平成26年11月12日（水曜日）に受験番号のみ発表する。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

## 8 その他

受験手続その他の問合せは、職業能力開発課（電話 092-643-3601）に行うこと。問合せを郵便で行う場合は、宛先及び郵便番号を明記して、82円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

## 公告

解散した清算法人豊前中部土地改良区から清算人の就任の届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
義間 一彦	豊前市大字大西389番地

上田 操	豊前市大字荒堀329番地
我毛 美牛	豊前市大字野田420番地 1
井浦 繁男	豊前市大字塔田115番地 2
前野 昌則	豊前市大字薬師寺736番地
宮崎 徳雄	豊前市大字山内1536番地
生田聰一郎	豊前市大字大西224番地
青木 恒治	豊前市大字大西935番地
有吉 光宏	豊前市大字才尾240番地
山口 知治	豊前市大字山内479番地 1

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町松木六丁目612番1、613番地、614番地1及び618番地2
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
株式会社 コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
嘉穂郡桂川町大字豆田字下川原54番1から54番4まで及び54番6から54番10まで



## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

嘉穂郡桂川町大字豆田122番地

中嶋 團次

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 申請のあった年月日

平成26年5月30日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人いとしま児童クラブ

## (2) 代表者の氏名

西村 文明

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県糸島市前原東三丁目8番17号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等において保育が必要とされる小学校児童に対し、豊かで安全な生活の場を多世代の人々と連携して築くことで、子どもたちの心身ともに健やかな発達を支援し、また、親の働く権利を保障する活動を行うことで、健全で豊かな地域社会の確立をはかることを目的とする。

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき、土地改良事業を行う者から土地改良事業の工事の完了に係る届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

土地改良事業の事業主体名	土地改良事業の名称	施行認可年月日	工事完了年月日
福岡市広瀬石釜土地改良区	区画整理事業（石釜地区）	平成14年6月3日	平成26年3月31日
福岡市金武西土地改良区	区画整理事業（金武西地区）	平成20年10月16日	平成26年3月31日

## 公告

アンビシャス通信制作・発行業務委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 委託業務の名称

アンビシャス通信制作・発行業務委託

## (2) 契約内容及び特質

入札説明書による。

## (3) 契約の期間

契約締結日から平成27年2月20日まで

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成25年1月福岡県告示第117号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成26年7月3日（木）現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、大分類「03」（印刷）、中分類「02」活版印刷又は大分類「13」サービス業種その他、中文類「06」広告宣伝に登録されている者で、等級「AA」に格付されているもの
  - (2) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者
  - (3) 過去2年間に同種の業務実績を有する者
  - (4) (3)の同種の基準は、カラー刷（表紙のみカラーでも可）による広報紙等の定期刊行物の制作とする。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
  - (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該委託契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県新社会推進部青少年課青少年アンビシャス運動推進室  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3615（ダイヤルイン）  
FAX 092-643-3389
- 5 契約条項を示す場所  
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付  
平成26年6月16日（月）から平成26年6月27日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。
- 7 入札参加申請書の提出
- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
  - (2) 提出場所  
4の部局とする。
  - (3) 提出期限  
平成26年6月16日（月）から平成26年6月30日（月）までの県の休日を除く毎日

、午前9時00分から午後5時00分まで（最終日は午後4時まで）

- (4) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。
- 8 入札参加の確認結果の通知  
7の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。
- 9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 10 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所  
4の部局とする。
  - (2) 提出期限  
平成26年7月3日（木） 午後4時00分
  - (3) 提出方法  
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県庁 北棟6階 新社会推進部会議室
  - (2) 日時  
平成26年7月4日（金）午前10時00分
- 12 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 13 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す

ること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（吉井地区）	平成24年10月25日
農道整備事業（吉井地区）	平成25年12月25日
農業用ため池整備事業（吉井地区）	平成21年3月25日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 (仮称) アスタラビスタ柳川店
  - (2) 所在地 福岡県柳川市東蒲池字潟1541ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
    - ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（柳川市の許可業者への委託を含む。）等をするとともに、家庭系ごみとしての排出はしないこと。
    - ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めること。
  - (2) 防災・防犯対策への協力
    - ・災害時の物資提供等に係る協定締結の検討をすること。
  - (3) 騒音の発生に係る事項
    - ・駐車場、各機器及び作業から発生する騒音に留意すること。
    - ・近隣住民等より公害に関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
    - ・特定施設の設置、特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。
  - (4) 廃棄物に係る事項等
    - ・建物内から排出される廃棄物に係る処理に関して、特に生ごみ排出時において、周辺への悪臭の飛散等を防止するため保管施設の密閉性を確保するとともに、必要に応じて防臭及び除臭対策を講じること。
  - (5) 街並みづくり等への配慮等
    - ・景観法及び柳川市景観条例に基づき、事業協議及び届出が必要である。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5第1項の規

定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 ゆめモール柳川
  - (2) 所在地 福岡県柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
  - (1) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
    - ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（柳川市の許可業者への委託を含む。）等をするとともに、家庭系ごみとしての排出はしないこと。
    - ・当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めること。
  - (2) 防災・防犯対策への協力
    - ・災害時の物資提供等に係る協定締結の検討をすること。
    - ・一時避難所としての場の提供をすること。
  - (3) 騒音の発生に係る事項
    - ・駐車場、各機器及び作業から発生する騒音に留意すること。
    - ・近隣住民等より公害に関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。
    - ・特定施設の設置、特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。
  - (4) 廃棄物に係る事項等
    - ・建物内から排出される廃棄物に係る処理に関して、特に生ごみ排出時において、周辺への悪臭の飛散等を防止するため保管施設の密閉性を確保するとともに、必要に応じて防臭及び除臭対策を講じること。

(5) 街並みづくり等への配慮等

・景観法及び柳川市景観条例に基づき、事業協議及び届出が必要である。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人明倫孝行塾

(2) 代表者の氏名

中島 昌明

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市城島町江島280番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不登校の子どもたちに居場所を提供し、または教育の支援を通して健全な育成を推進し、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年6月13日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年5月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人クローザー

(2) 代表者の氏名

井上 良平

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県八女市吉田152番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、個人の尊厳の保持と自立の支援という福祉の基本理念のもとに高齢者及び障がい者に関する福祉及び権利擁護に関する事業を行い、地域の福祉増進に寄与することを目的とする。

## 公安委員会

### 福岡県公安委員会告示第166号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年6月13日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成26年7月28日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00~15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30~16:30	講習結果に対する考査
16:30~17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第167号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成26年6月13日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成26年7月17日（木） 13:30~16:30	福岡県筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

平成26年7月25日（金） 13:30~16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番5号 小倉南生涯学習センター 2階特別会議室	小倉南警察署
平成26年7月26日（土） 9:00~12:00	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署 会議室	中央警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。